

生活支援サービスの充実について（案）

1 目的

区内では、単身または高齢者のみ世帯の高齢者の割合が高く、介護や生活支援などの様々なサービスを必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まっている。高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して自立した生活を営めるように、高齢者の社会参加や生活支援サービスを充実するため、高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業を再編するとともに、栄養改善のための配食サービス事業を新たに実施する。

2 事業概要

（1）高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業の再編

ひとり暮らし等の理由により、家族または地域における活動団体等による支援を受けられない高齢者の方に対して、自立した日常生活を営むための支援を行う。

ア 生活支援・自立生活応援・介護者支援のヘルパー派遣事業

対象者となる方が、おおむね基本チェックリストに該当し、サービス事業対象者として判定される見込みであるため、介護予防ケアマネジメントによるケアプランに基づき、介護保険制度改正による新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）の介護予防・生活支援サービスの訪問型サービス（区独自基準サービス）の利用が可能となる。利用者負担額は介護保険の利用者負担額と同様に原則として1割負担となる。

イ 銭湯介助・理美容室介助のヘルパー派遣事業

現行どおり区独自事業として継続し、利用者負担額は、介護保険の利用者負担額に準じて1割とする。

ウ 緊急一時対応等その他の必要な支援

区独自事業として継続し、利用者負担額は現行どおり無料とする。

（参考）比較表

	名称	現行事業	28年度事業案
1	生活支援サービス	ひとり暮らし等高齢者登録者で介護保険の認定を受けていない方。疾病、その他やむを得ない理由により一時的に日常生活に支障が生じている場合に家事援助等の生活支援	現行サービスは廃止し、総合事業で対応。介護保険の認定を受けていない方でも、基本チェックリストにより判定する「サービス事業対象者」に該当する見込み。
2	自立生活応援サービス	ひとり暮らし等高齢者登録者。介護保険の訪問介護サービスを受けていたが更新時に非該当となった場合に、家事援助等の生活支援	同 上
3	介護者支援サービス	ひとり暮らし等高齢者登録者。介護者が、疾病その他やむを得ない理由により家事が困難な場合に家事援助等の生活支援	同 上

4	銭湯介助サービス	ひとりぐらし等高齢者登録者（登録対象者以外も可）で介護保険の認定を受けている方。銭湯往復の付き添い、入浴前後の着替え、浴槽に入る時の介助	現行どおり
5	理美容室介助サービス	ひとりぐらし等高齢者登録者で介護保険の認定を受けている方。理美容室への付き添い	現行どおり
6	緊急一時対応	ひとりぐらし等高齢者登録者。身体上の急変等のため、緊急かつ一時的な介護を必要とする場合の緊急対応	現行どおり
7	生活管理指導	ひとりぐらし等高齢者登録者。生活環境改善・生活管理等	現行どおり

（２） 栄養改善を目的とした配食サービス事業

介護保険制度改正による「新しい総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業「その他の生活支援サービス」として、高齢者が地域における自立した日常生活を支援するため、栄養改善を目的とした配食サービスを平成２８年度より実施する。

ア 対象者

要支援１・２の認定者または基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントの結果、栄養改善が必要とされたかた。

イ １日１食（昼食又は夕食）、指定事業者により弁当を配達する。

区補助 １食あたり１００円（週７日上限）

ウ 申請時に初回アセスメントを行い、３ヵ月後６ヵ月後にそれぞれ栄養士による評価を実施する。

エ 配食サービスの利用及び栄養士による評価を通じて、利用者の食に対する意識を向上させ、栄養改善につなげる。

オ サービス提供期間６ヶ月。継続希望の場合は６ヶ月間延長可。

３ 今後の予定

平成２８年４月 事業開始

平成２８年４月１５日 区報及びホームページ掲載

以 上